

次世代育成支援対策推進法に伴う一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に伴い、社員が仕事と子育てを両立できる環境作りのための行動計画を次のとおり策定する。

1. 計画期間 2025 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日

2. 内 容

《目標 1》

男性社員の育児休暇・休職取得者を 2 人以上にする

<対策>

令和 7 年 4 月～

既存の育児制度に関する周知
(産前産後休業や育児休業、育児休業給付、
育休中の社会保険料免除などの制度の周知や
情報提供)

《目標 2》

フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働・法定休日労働の合計時間数を
45 時間未満とする

<対策>

令和 7 年 4 月～

前年度の所定外労働時間の実態を把握する

令和 7 年 4 月～

各職場において必要人員を確保するよう努める